不正通行が急増しています!

平成26年4月以降不正な方法で高速料金の支払いを免れようとしているケースがほぼ毎月複数回発生しています。(コーポレーカードの割引停止処分も、多数実施されています。)

組合員の皆様におかれましては、適正に高速道路をご利用頂いていることとは存じますが、新たな高速道路を利用される運転者様等に対してはもちろんのこと、ご利用中の運転者様にも、再度適正な高速道路利用の周知徹底をお願いします。



強 行 突破



虚偽 申告



車載器 載替

【不正通行の防止に向けて】

- ◇ 高精度カメラを増設し、不正通行者の特定に努めています。
 - ⇒ 何らかの方法で、入り口料金所を偽ってもすぐに判明します。
- ◇ 刑事罰適用に向け積極的な警察への通報・捜査協力要請の実施。
 - ⇒ 不正通行は即、犯罪行為として処罰されます。

各道路会社では、『不正通行は許さない』という強い姿勢で対策に取り組み、道路整備特別措置法に基づき 30 万円以下の罰金等に加え免れた通行料金と割増金(免れた通行料金の 2 倍に相当する額)を徴収しています。

加えて ETC コーポレートカード利用者の場合 1 年以内の割引停止や悪質な場合は ETC コーポレートカードの利用停止(さらには 3 年間のカード発行停止)処分が下されます!!

通行料金が未精算のまま、停車せずに料金所を通過してしまった時は~

NEXCO西日本 お客さまセンター (年中無休 24時間)

DQ.

0120-924863

(**ク**ルマでおでかけ **24**時間 **八**ローさん)

※IP電話等一部の電話からはフリーダイヤルがご利用できない場合があります。

その場合は、06-6876-9031(通話料有料)

■お問い合せいただく際には、 ご利用のETCカードをお手元に ご用意いただき、ご利用区間、 日時、車両番号などをお申し出

または、情報リンク協同組合 事務センターまでご一報ください。

TEL(0857)29-5101 FAX(0857)29-5102 mail:info@joholink.or.jp

不正通行は犯罪です!

不正通行とは、料金所にて料金を支払わず、無断で通行する行為です。 通行料金が未精算のまま連絡せず放置されますと、調査のうえ後日不正通行として 取り扱われる場合がありますのでご注意ください。

特にご注意頂きたい行為です。全利用者様に徹底ください。

■不正に料金を免れる通行(キセル行為など)

◇ 違反の実例 ◇

ETC を悪用した不正通行者を*逮捕!*



容疑者が流入 IC の情報が記録されていない ETC カードを出口料金所の係員に差し出し、実際に流入した IC と異なる IC (出口 IC 近隣) から流入したと通行区間を偽った申告を行うことにより、本来支払うべき通行料金の支払いを不正に免れていたものです

当該車載器の IC 通行時刻情報、高精度カメラの車両ナンバー読み取りデータ、ビデオでの車両確認、 以上を元に実際乗った入り口、虚偽入り口の流入記録、走行時間等の確認で必ず発覚します。

数回なら調査しない、ETCエラーを起こせばわからないは、まことにしやかに囁かれる都市伝説です

■深夜割引を受けるために料金所付近で駐停車・徐行

ETC 深夜割引の適用時間前に料金所付近に到着した車両が、割引の適用を受けるために列を作って 駐停車・徐行し渋滞が発生し、交通事故の危険も高くなっています。

道路交通法により禁止されている行為であり、会社全体が ETC コーポレートカードの割引停止と

なる恐れがあります。 道路会社では高精度無人カメラで確認しています。

◆不正通行以外に以下の事例も利用規則違反行為ですのであわせてご注意ください。

■登録外車両によるカード利用(車両不一致)

ETCコーポレートカードは「車両」・「車載器」・「カード」が<u>1セットで割引</u>となります。

カードを利用された車両が、そのカードの登録車両(カード券面に表示)でない場合、

割引にならないだけではなく、この<mark>違反を繰り返した場合、組合員全体の割引停止や利用停止</mark>の処分があります。使用車両の入替・車載器の付け替え・ナンバープレートの変更等が発生した場合は必ず事前に組合事務局へ届け出を行って下さい

■車両制限令違反(一般的制限値を超過した車両の走行)

車両制限令の一般的制限値を超過する車両の通行には、特殊車両通行許可が必要です。